

令和6年度 保育所入所申込のしおり



このしおりには、保育所入所申込の手続方法や必要書類などについて、重要なことが記載してあります。必ずお読みいただいたうえで、必要な手続を行ってください。

入所後も、このしおりを大切に保管してください。

弥 富 市

令和6年度入所申込期限（詳しくは、3ページへ）

区 分	申 込 期 限
一斉申込：4月入所から3月入所	令和5年12月15日（金）
随時申込：4月入所（先着順）	令和6年3月8日（金）
随時申込：5月入所から3月入所	入所希望月の前月20日 （土日祝日にあたる場合は、直前の平日）

【保育所入所について】

1 保育所とは？

保護者の就労や疾病等により、家庭において十分保育することができない児童（保育を必要とする児童）を保護者にかわって保育をすることを目的とする施設です。

2 教育・保育給付認定

(1) 保育所等を利用するためには「認定」を受けることが必要です。

認定は、居住地の市町村が行います。

認定の区分

保護者の就労などによる保育の必要性和、児童の年齢に応じて区分されます。

認定区分	対象となる児童	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の未就学児 (2号認定を除く。)	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする児童	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする児童	認定こども園、保育所

※認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。(市内では、認定こども園弥富はばたき幼稚園があります。)

保育の必要量に応じた区分

2号、3号認定は、保護者の就労時間数などにより「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。保育料や延長保育の取り扱いも、この区分に応じて異なります。

保育標準時間	1日11時間の枠の中で利用	就労の場合「週30時間以上かつ月120時間以上」
保育短時間	1日8時間の枠の中で利用	就労の場合「1日4時間以上かつ月12日以上」(月48時間以上)

※「保育標準時間」と認定される方であっても、「保育短時間」の認定を希望される場合は、「保育短時間」として認定します。

(2) 3歳未満の児童については認定通知書の認定期間が最大でも3歳になる誕生日の前々日までとなっています。これは満3歳未満の児童が3号認定で、満3歳以上が2号認定となるためです。(満3歳の前日=3歳の誕生日の前々日となります)。

3号認定から2号認定へは自動更新となりますので、特に申請する必要はありません。ただし、保育を必要とする事項等に変更がある場合は、市役所又は保育所へ変更届や書類を提出し、速やかに認定を変更していただく必要があります。

3 保育所に入所するには？

保育所には児童の保護者等が児童の保育ができないと認められ、かつ市内に在住している場合で、次の手順であらかじめ教育・保育給付認定申請して認められた場合に「保育を必要とする児童」として入所することができます。

① 「保育の必要性」の認定の申請をします。→認定通知書が交付されます。

② 入所の申込みをします。→利用調整後に入所となります。

※①、②は、同時に受け付けます。

4 「保育を必要とする児童（入所基準）」とは？

児童の保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当する必要があります。

保育を必要とする理由		摘 要
1	就 労 昼間に居宅外・居宅内で労働するため、児童の保育ができない	実際の労働時間で（休憩時間を除く。）1日4時間以上かつ1か月12日以上勤務が必要 内職は短時間認定のみ 自営手伝いは事業専従者に限る ボランティア・家事手伝い等は対象外
2	妊娠・出産 妊娠中又は出産後間がなく、児童の保育ができない	出産又は出産予定日の前2か月、出産後2か月のうち必要な期間
3	疾 病 等 病気若しくは負傷し、又は心身に障がいを持っている	
4	介 護 等 同居の親族を常時介護又は看護している	
5	災 害 復 旧 災害等を受けた為、その復旧の間、児童の保育ができない	
6	求 職 活 動 求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っている	2か月のうち必要な期間 短時間認定のみ
7	就 学 学校等に在学又は職業訓練校等で職業訓練等を受けている	
8	虐 待 等 虐待、DVのおそれがある	

※ 保育可能な65歳未満の祖父母と同居している場合でも、申込みが可能となりますが、入所に際しての優先度の調整対象となります。

※ 既に入所している3歳児（年少クラス）以上で保育所継続利用が必要で、法令に基づく育児休業を取得される場合は、出産後1年以内に限り短時間で変更申請が可能です。

5 4の条件に該当しない児童が入所するには？（私的契約）

4の保育入所基準に該当しない場合であっても、令和6年4月1日時点で3歳児（年少クラス）以上に限り優先入所区域保育所の入所定員に余裕があれば、4月1日入所のみ「保育を必要としない児童（私的契約児：保育料の無料化対象外及び保育短時間の利用のみ）」として入所できます（ひので保育所・認定こども園弥富はばたき幼稚園を除く。）。

私的契約児は、年度途中での入所はできません

6 入所申込み（市立保育所）の受付場所・期限（令和6年度新規入所）

受付日	受付時間	受付場所
11月16日（木）	午後3時～午後5時	ひので保育所 大藤保育所 白鳥保育所 栄南保育所 十四山保育所
11月17日（金）	午後3時～午後5時	南部保育所 桜保育所 弥生保育所 西部保育所

※上記の日時以外は、市役所児童課（平日の午前8時30分～午後5時15分）での受付となります。

※認定こども園弥富はばたき幼稚園への入所申込みについては、直接幼稚園にお尋ねください。

申 込 期 限	
一斉申込：4月入所から3月入所	令和5年12月15日（金）
随時申込：4月入所（先着順）	令和6年3月8日（金）
随時申込：5月入所から3月入所	入所希望月の前月20日 （土日祝日にあたる場合は、直前の平日）

※随時申込の4月入所（先着順）については、一斉申込者の利用調整を行った結果、空きがある保育所での受付となります。

7 優先入所できる保育所（園）

保 育 所 名	優 先 入 所 区 域
南部保育所	前ヶ須、中山、川原欠、中六1・7、小島、弥生台
桜保育所 ひので保育所	平島、車新田、前新田、中六2・6
大藤保育所	森津、芝井、鎌島、大藤団地、中川団地、松名、 寛延、間崎、稲元、稲吉、加稲、富島
白鳥保育所	楽平、又八、佐古木、白鳥台、前ヶ平、楽荘団地、 東中地、西中地、鎌倉、西ポプラ台、東ポプラ台
弥生保育所	荷之上、五之三本田、五之三新田、上之割、中之割、 下之割、かおるヶ丘、東弥生台、中六3・4・5
栄南保育所	狐地、稲狐、三稲、三好、稲荷崎、境、中原、鍋田、 稲荷、操出、西末広、東末広、大谷、駒野
西部保育所	五之三川平、五明、錦浦、海老江
十四山保育所	十四山地区全域
認定こども園弥富はばたき幼稚園	市内全域

※保育所（園）の定員等に余裕がない場合は、近隣の保育所（園）への入所をお願いすることがあります。

※ひので保育所は、令和7年度から公募により選定された学校法人愛育学園に移管します。
なお、移管後は認定こども園へ移行します。

8 入所年齢

令和6年4月1日現在の満年齢を適用します。

<月齢8か月を迎えた月の翌月1日から>

南部・桜・大藤・白鳥・栄南・西部・十四山保育所

<月齢6か月を迎えた月の翌月1日から>

ひので保育所・認定こども園弥富はばたき幼稚園

<月齢3か月を迎えた月の翌月1日から>

弥生保育所

9 保育時間

通常保育時間

<平日> 午前8時00分～午後4時00分（保育短時間）

午前7時30分～午後6時30分（保育標準時間）

<土曜日> 午前8時00分～午後1時00分

※認定こども園弥富はばたき幼稚園の土曜日は、午前8時00分～午後5時00分

※土曜日の利用は、保護者いずれもが、土曜日に保育を必要とする理由がある場合に
限ります。

利用時間のイメージ

	7:30	8:00	4:00	6:30	7:00
保育短時間	延長 保育	保育短時間利用		延長 保育	
保育標準時間	保育標準時間利用				延長 保育

延長保育

保護者の就労時間や通勤時間の都合等で、保育短時間・保育標準時間を超えて保育する必要がある場合は、申請書を提出することにより延長保育を利用できます。ただし、保育を必要とする理由のない日は利用できません。

※延長保育については、利用申請時間に応じた延長保育料が必要です。

※入所事由が求職活動・内職・育児休業取得中の児童や私的契約児は、延長保育を利用
できません。

※認定こども園弥富はばたき幼稚園の利用時間は、直接幼稚園にお尋ねください。



10 申込みに必要な書類

- (1) 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書（児童台帳）
【認定児のみ】 記入例
- (2) 入所基準を満たす書類（家庭の状況により異なる。）
【認定児のみ】
- (3) 保育所入所申込書（児童台帳）
【私的契約児のみ】
- (4) 保育料等減免申請書
【該当者のみ】
- (5) 令和6年度弥富市第三子以降3歳未満児保育料無料化等適用申請書
【該当者のみ】
- (6) 入所までの生活状況・健康の記録
- (7) 保育料等口座振替依頼書
- (8) 新入所児童の食物アレルギーに関する調査

※認定こども園弥富はばたき幼稚園を第1希望とされる場合の(6)(7)(8)の書類については、直接幼稚園にお尋ねください。

[入所基準を満たす書類]

保護者のいずれもが保育に欠ける客観的な証明が必要です。

保育を必要とする理由	必 要 書 類
就 労	就労証明書
自営業・内職	① 就労証明書 ② 確定申告書・事業開業届・売上明細表・出荷伝票等の写し
妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙と分娩（出産）予定日がわかるページ）
疾 病 等	診断書（保育が必要とわかるもの）
介 護 等	① 介護（看護）状況申立書 ② 被介護者（被看護者）の診断書（介護（看護）が常時必要とわかるもの）等
災 害 復 旧	罹災証明書
求 職 活 動	求職活動申立書
就 学	① 在学証明書 ② 就学時間がわかるカリキュラム等
育 児 休 業	育児休業証明書 ※既に年少クラス以上で入所中（継続）の児童に限る
虐 待 等	個別にご相談ください

※証明書類は、証明日から3か月以内のものをご提出ください。

※自営手伝い（農業等）の事業従事者は、税務署で専従者の届出をした写し（事業主の確定申告写しでも可）と、出荷伝票等の写しを提出してください。

(9) 課税関係書類 (保護者のいずれもが必要です。)

区 分	住 所 地	必 要 書 類
令和6年 4月～8月に 入所希望の方	令和5年1月1日 時点の住所地	弥富市 特にご提出いただく書類はございません。
	弥富市外	<u>マイナンバーを記載する場合、下記の書類は不要です。</u> 【マイナンバーを記載しない場合】 令和5年度市区町村民税（非）課税証明書 （令和5年1月1日時点の市区町村で取得 できます。）
令和6年 9月以降に 入所希望の方	令和6年1月1日 時点の住所地	弥富市 特にご提出いただく書類はございません。
	弥富市外	<u>マイナンバーを記載する場合、下記の書類は不要です。</u> 【マイナンバーを記載しない場合】 令和6年度市区町村民税（非）課税証明書 （令和6年1月1日時点の市区町村で取得 できます。）

※保護者のいずれもが非課税で祖父母と同居している場合、祖父母の課税関係書類も必要です。ただし、別にマイナンバーを提出していただく場合は不要です。

※海外居住者等で市町村民税の課税がされない海外で所得がある場合、保育料（利用者負担徴収額）等は、海外所得を含めて算定するため、申込時にお申し出いただくとともに、収入のわかる資料をご提出ください。

11 マイナンバーの提出について

教育・保育給付認定申請は、マイナンバーの記載対象となります。マイナンバーを記載される際は、本人確認を行う必要があります。詳細につきましては、14ページの「個人番号について」をご覧ください。



12 教育・保育給付認定通知書について

児童の家庭での状況等を聴取又は調査して「保育を必要とする児童」及び保育必要量の認定をするものです。認定区分と保育必要量の認定の記載がされています。

認定区分、保育必要量については、2の(1)をご覧ください。

また、就労条件等、保育を必要とする理由が変更になった場合は、速やかに保育所又は児童課まで申請してください。

13 入所決定について

一斉申込(4月・5月入所希望者)及び随時申込(4月入所希望者)について書類審査及び実態調査等を行い、必要性の高い児童から入所定員に応じて決定します。

2月に各保育所で面接・健康診断を行います。

3月の下旬に入所承諾書によって通知します。

※認定こども園弥富はばたき幼稚園については、直接幼稚園にお尋ねください。

【途中入所について】※一斉申込での5月入所希望者を除く。

随時申込(5月から3月入所希望)は、市役所児童課で随時受け付けます(私的契約児を除く)。

令和6年4月1日現在の満年齢を適用します。

- (1) 入所希望月の前月20日(土日祝日にあたる場合は、直前の平日)までに入所申込書類一式を提出
- (2) 健康状態把握のため、健康診断書(自費)を提出(面接時でも可)
- (3) 入所希望月の前月20日(土日祝日にあたる場合は、直前の平日)の市役所閉庁後に電話で結果をご連絡します。
- (4) 入所可能となった場合、保育所において面接をさせていただきます。

入所できなかった場合、「保育所等入所保留通知書」で通知させていただきます。

※一斉申込(6月入所から3月入所希望)の方も、(2)から同じ流れとなります。

※認定こども園弥富はばたき幼稚園については、直接幼稚園にお申込みください。

【転園希望について】

児童課の窓口及び在所中の保育所で随時受け付けます。

令和6年4月1日現在の満年齢を適用します。

- (1) 転園希望月の前月20日(土日祝日にあたる場合は、直前の平日)までに入所申込書類(以下3点)を提出
 - ① 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書(児童台帳)
 - ② 入所までの生活状況・健康の記録
 - ③ 退所届
- (2) 4月に転園希望の方は、令和5年12月15日(金)までに書類を提出
転園可能となった場合、転園先の保育所において面接をさせていただきます。

【入所を希望される全員の方へ】

保育所では、子どもたちが今日一日を楽しく生活し、子ども同士のふれあいの中で意欲的に活動できるよう、環境を整え、子どもの発達に応じた計画をたて日々の保育を行っています。

子どもたちにとってよりよい保育所生活が送れるようご協力ください。

- (1) 入所を希望する児童で、心身等に障がいがあると思われる場合は、事前に児童課に相談してください。
- (2) 入所承諾された児童でも「保育を必要とする児童」でなくなった場合（＝入所基準を満たさない場合）は、退所となります。ただし、3歳児（年少クラス）は私的契約児として継続利用が可能です。
- (3) 入所申請時の内容（世帯状況・就労時間や場所・認定事由等の認定内容・在学状況）等の変更又は退所のある場合は、対象月の前月 20 日（土日祝日にあたる場合は、直前の平日）までに届出をしてください。認定通知書等への反映は月毎の変更です。
- (4) 育児休業を取得する場合は退所となります。ただし、既に保育所を利用している子が3歳児（年少クラス）以上で、継続利用が必要である場合は、届出をしてください。保育短時間で出産後1年以内に限り、認定児として継続利用が可能です。
- (5) 保育を必要とする状況が継続していることを確認するため、年1回以上、就労証明書等の提出を依頼します。依頼時期については、保育所等を通じてお知らせします。
- (6) 保育所を2週間以上欠席する場合には「長期欠席届」を提出してください。
- (7) 病気やケガ等で、1か月を超えて休む場合は退所となります。
- (8) 市町村民税額が変更になった場合には、保育料を算定し直しますので児童課に確定（修正）申告書の写しを提出してください。
- (9) 育児休業からの復帰に伴い新規に保育所入所する場合、「ならし保育」を目的として土日を除く復帰日の最長6日前から入所することができます（保育所受入可能な場合のみ）。
- (10) 保育所内での薬の服用は、原則としてお断りしています。

【認定こども園】

認定こども園弥富はばたき幼稚園への入園手続きの詳細については、直接幼稚園にお尋ねください。（☎67-4008・66-0338）



【保育料（利用者負担徴収額）等について】

1 保育料（利用者負担徴収額）の決定方法について

- (1) 保育料（利用者負担徴収額）は、父母の市町村民税額の合計により決定します。
父母の市町村民税額が非課税で祖父母と同居している場合、祖父母のうち最多納税者を「家計主宰者」とし、その市町村民税額で保育料を算定します。保育料の額は、10ページの利用者負担徴収額表を参考にしてください。
3歳児クラス以上の保育料は、無料となります。
- (2) 私的契約児は、保育料の無料化の対象となりません。
- (3) 保育料算定は、住宅借入金等特別控除・住宅耐震改修特別控除・配当控除・外国税控除・寄付金控除等の税額控除は適用されません。
- (4) 保育料（利用者負担徴収額）は、
4月～8月分 …令和5年度（令和4年1月～12月までの収入）の市町村民税額
9月～翌年8月分…令和6年度（令和5年1月～12月までの収入）の市町村民税額
で算定されます。
- (5) 認定こども園弥富はばたき幼稚園の保育料につきましても、市の定めた保育料と同額となります。

2 保育料の軽減について（0歳児～2歳児クラス）

- (1) 同時入所（所得制限なし）

同一世帯で2人以上の児童が同時に保育所等を利用している場合

児童の区分	保育料
1人目	利用者負担徴収額表に定める額
2人目	利用者負担徴収額表に定める額の2分の1（半額）
3人目以上	無料

- (2) 多子軽減（所得制限あり）

年収約360万円未満相当の多子（保護者と生計を一にする）世帯の場合

児童の区分	市町村民税額	保育料
1人目	所得割額 57,700円未満	利用者負担徴収額表に定める額
2人目		利用者負担徴収額表に定める額の2分の1（半額）
3人目以上		無料

- (3) ひとり親世帯等多子軽減（所得制限あり）

年収約360万円未満相当の多子（保護者と生計を一にする）世帯かつ要保護世帯（ひとり親・在宅障がい者等）の場合

児童の区分	市町村民税額	保育料
1人目	所得割額 77,101円未満	利用者負担徴収額表に定める額
2人目		無料
3人目以上		無料

※保育料等減免申請書の提出が必要です。また、他の制度で減免されている場合、対象外となります。

(4) 第三子保育料無料化等（所得制限あり、年齢制限あり）

保護者と生計を一にする、18歳未満の児童3人以上を監護・養育し、3人目以降の3歳未満児が保育所等に入所した場合

児童の区分	市町村民税額	保育料
3人目以上	所得割額 57,700円以上 97,000円未満	無料
	所得割額 97,000円以上 301,000円未満	利用者負担徴収額表に定める額の2分の1（半額）

※令和6年度弥富市第三子以降3歳未満児保育料無料化等適用申請書の提出が必要です。また、他の制度で減免されている場合は、対象外となります。

3 給食費について（認定こども園弥富はばたき幼稚園を除く。）

0歳児～2歳児クラスの給食費は、保育料に含まれます。

3歳児～5歳児クラスの給食費は、5,200円（主食費700円＋副食費4,500円）をご負担いただきます。なお、私的契約児の副食費は、保育料に含まれます。

4 延長保育料について（認定こども園弥富はばたき幼稚園を除く。）

延長保育料は、下記の表のとおりです。

区分	利用時間	延長保育料（月額）
保育標準時間	午後6時30分から午後7時00分まで	1,000円
保育短時間	午前7時30分から午前8時00分まで	1,000円
	午後4時00分から午後5時00分まで	1,000円
	午後4時00分から午後6時00分まで	2,000円
	午後4時00分から午後7時00分まで	3,000円

利用者負担徴収額表の第1階層及び第2階層の延長保育料は、無料となります。

短時間保育において、午後4時00分以降の延長保育と午前7時30分から午前8時00分までの延長保育を利用するときは、午前7時30分から午前8時00分までの延長保育料は無料となります。

また、短時間保育、標準時間保育にかかわらず、午後6時00分を超える場合は、おやつ代1,000円（月額）も必要となります。

5 保育料の納付について

保育料等の納付については、口座振替での納付をお願いします。

口座振替日は、原則として月末とさせていただきます。ただし、12月は年末のため振替日が6日程度早くなります。（月末が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が振替日となります。）

※認定こども園弥富はばたき幼稚園については、直接幼稚園にお尋ねください。

【参考】

利用者負担徴収額表

階層 区分	市町村民税所得割の額等による 区分	利用者負担徴収額（月額）					
		1号	2号		3号		私的 契約児
			短時間	標準時間	短時間	標準時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）等	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 4,100
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	6,100
第3階層	市町村民税均等割の額のみ在世帯 （市町村民税所得割の額のない世帯）	0	0	0	6,000	7,000	9,300
第4階層	市町村民税所得割合算額が 48,600円未満世帯	0	0	0	8,300	9,300	12,300
第5階層	市町村民税所得割合算額が 48,600円以上71,000円未満世帯	0	0	0	12,100	13,100	15,200
第6階層	市町村民税所得割合算額が 71,000円以上94,000円未満世帯	0	0	0	15,500	16,500	17,000
第7階層	市町村民税所得割合算額が 94,000円以上117,000円未満世帯	0	0	0	19,500	20,500	18,500
第8階層	市町村民税所得割合算額が 117,000円以上162,000円未満世帯	0	0	0	27,000	28,000	20,000
第9階層	市町村民税所得割合算額が 162,000円以上207,000円未満世帯	0	0	0	35,000	36,000	21,000
第10階層	市町村民税所得割合算額が 207,000円以上310,000円未満世帯	0	0	0	39,500	40,500	22,500
第11階層	市町村民税所得割合算額が 310,000円以上世帯	0	0	0	44,500	45,500	23,500

備考

- この表を適用する場合の「1号」、「2号」及び「3号」とは、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分をいう。
- 第3階層における「市町村民税均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額を、第4階層から第11階層における「市町村民税所得割の額」とは、政令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- この表を適用する場合の小学校就学前子どもの区分は、当該年度の4月1日における当該小学校就学前子どもの区分とする。
- 3号の児童に係る教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等（政令第4条第2項第6号に規定する要保護者等をいう。）である場合の徴収金額は、この表の規定にかかわらず、保育短時間の第5階層及び第6階層の市町村民税所得割の額が77,101円未満までの世帯の児童並びに保育標準時間の第4階層、第5階層及び第6階層の市町村民税所得割の額が77,101円未満までの世帯の児童は、9,000円とする。
- 保護者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により里親に委託され、又は市長が

別に定める施設に入所していないものをいう。)を3人以上(3歳未満児を1人以上含む場合に
限る。)監護し、かつ、これらの児童と生計を同じくする場合には、この表の規定にかかわ
らず、当該児童のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて3番目以降の3歳未満児
に係る徴収金額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 第5階層の市町村民税所得割の額が57,700円以上の世帯、第6階層の世帯及び第7階層
の97,000円未満までの世帯の児童(政令第14条第2号ハに該当する児童を除く。) 0円

(2) 第7階層の市町村民税所得割の額が97,000円以上から第10階層の市町村民税所得割の
額が301,000円未満までの世帯の児童(政令第14条第1号イ及びロ並びに同条第2号ハに
該当する児童を除く。) この表に定める額に2分の1を乗じて得た額

7 第3階層から第11階層までの世帯であって、政令第13条第2項に規定する負担額算定基準
子どもが同一の世帯に2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育
認定子どもに関する徴収金額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども 当該
満3歳未満保育認定子どもに関してこの表の規定により算定される額に2分の1を乗じ
て得た額

(2) 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)であ
る満3歳未満保育認定子ども 0円

8 特定被監護者等(教育・保育給付認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として府
令第28条の2に規定する者であって、教育・保育給付認定保護者と生計を一にするものをい
う。以下同じ。)が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認
定子どもが受けた特定教育・保育に関する徴収金額は、当該教育・保育給付認定保護者及び
当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の所得割合算額が
57,700円未満(特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円未満)であるときは、こ
の表及び第6号の規定にかかわらず、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども 当該満3歳
未満保育認定子どもに関してこの表の規定により算定される額に2分の1を乗じて得た
額(特定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもにあつては、0円)

(2) 特定被監護者等(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である満3
歳未満保育認定子ども 0円

9 月の途中で、入所し、又は退所した児童のその月に係る徴収金額は、次に掲げる区分に応
じ、それぞれに定める額とする。

(1) 月途中入所児童の場合

入所児童の属する世帯の階層及び児童の年齢の区分によって定まる徴収金額×その月
の月途中入所日からの開所日数(25日を超える場合は、25日)÷25日

(2) 月途中退所児童の場合

入所児童の属する世帯の階層及び児童の年齢の区分によって定まる徴収金額×その月
の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は、25日)÷25日

記入例

子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書（児童台帳）

令和〇年〇月〇日

(宛先) 弥富市長

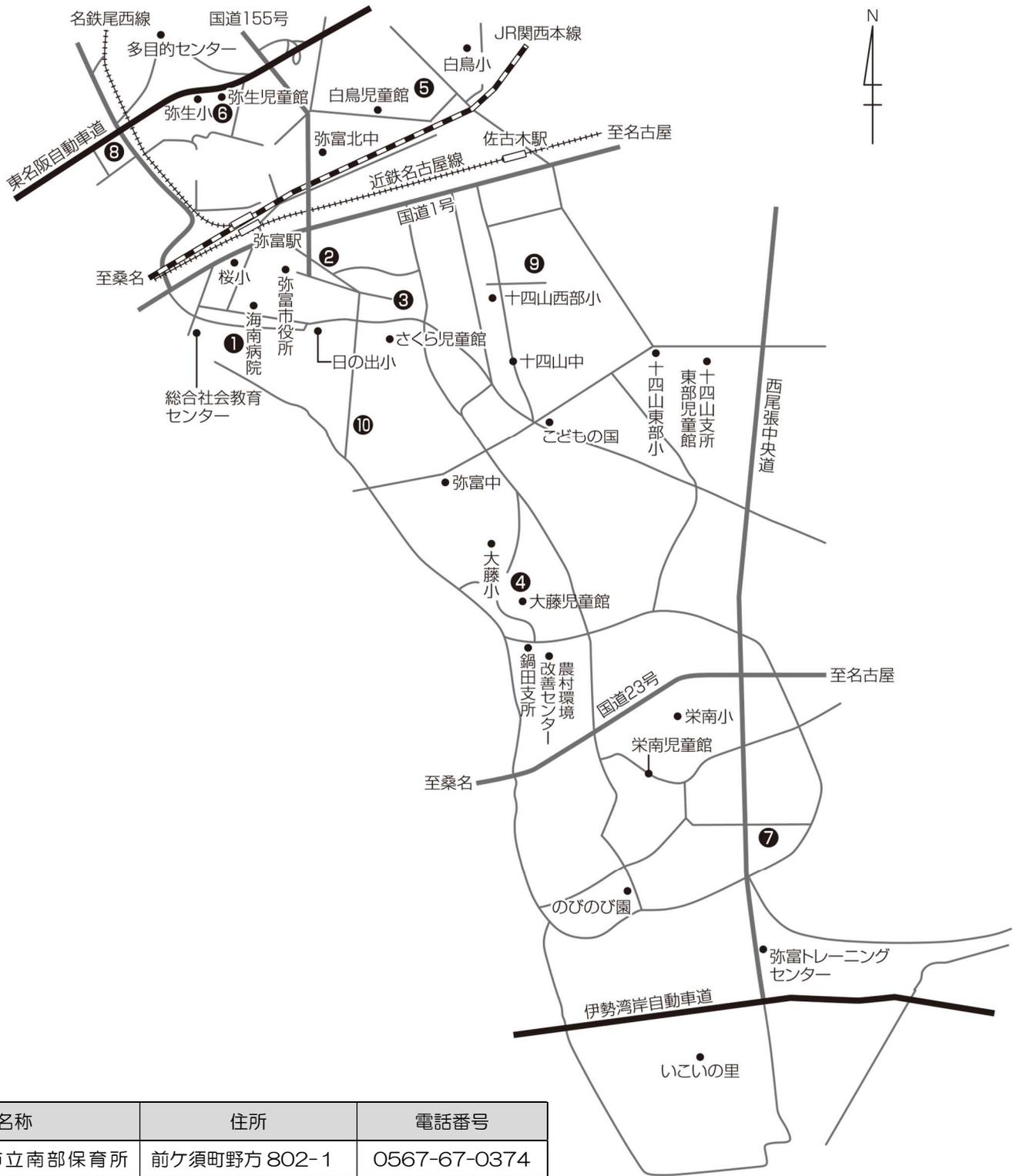
(保護者)申請者	住所	弥富市〇〇〇町〇〇〇I番地		
	ふりがな氏名	やとみ たろう 弥富太郎	連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 <input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> () 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 <input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> ()

次のとおり、子どものための教育・保育給付認定を申請します。また、保育を希望する場合は、併せて保育所等の入所を申し込みます。

申請児童	ふりがな氏名	生年月日		性別
	やとみ じろう 弥富次郎	個人番号 令和〇年〇月〇日 0000000000000000		
保育の希望の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有： 保護者の就労等の理由により、保育所・認定こども園（保育部分）等の利用を希望する場合（幼稚園等の併願の場合を含む。）			
	保育を必要とする理由	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病等 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病等 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	希望保育必要量	<input type="checkbox"/> 保育標準時間 <input checked="" type="checkbox"/> 保育短時間	利用希望時間	8時30分～16時00分
<input type="checkbox"/> 無： 幼稚園・認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合（保育所等の併願の場合を除く。）				
利用希望施設名	第1希望	〇〇保育所	希望理由	既に兄が入所しているため
	第2希望	〇〇保育所	希望理由	自宅が近いため
	第3希望	〇〇保育所	希望理由	通勤経路にあるため
利用希望期間	令和〇年〇月〇日から		<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前まで <input type="checkbox"/> 年 月 日まで	

世帯の状況（同一住所の居住者）

世帯員 (申請児童は除く。)	ふりがな氏名	続柄	生年月日	職業 学校名等	同居・別居
			個人番号		
	やとみ たろう 弥富太郎	父	昭和〇年〇月〇日 0000000000000000	会社員	<input checked="" type="radio"/> 同・別
	やとみ はなこ 弥富花子	母	昭和〇年〇月〇日 0000000000000000	パート	<input checked="" type="radio"/> 同・別
	やとみ いちろう 弥富一郎	兄	令和〇年〇月〇日	〇〇保育所	<input checked="" type="radio"/> 同・別
			年 月 日		同・別
			年 月 日		同・別
			年 月 日		同・別
生活保護の適用の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 適用無し <input type="checkbox"/> 適用有り (年 月 日保護開始)			
令和5年1月1日の住所		父： <input checked="" type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外 (住所) 母： <input checked="" type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外 (住所)			



名称	住所	電話番号
① 弥富市立南部保育所	前ヶ須町野方 802-1	0567-67-0374
② 弥富市立桜保育所	平島町喜右味名 69-1	0567-67-0352
③ 弥富市立ひので保育所	平島中四丁目 266	0567-66-0007
④ 弥富市立大藤保育所	寛延二丁目 17	0567-68-8024
⑤ 弥富市立白鳥保育所	前ヶ平一丁目 336	0567-67-1301
⑥ 弥富市立弥生保育所	鯛浦町上巳 52-1	0567-67-3052
⑦ 弥富市立栄南保育所	操出九丁目 15	0567-68-2208
⑧ 弥富市立西部保育所	五明一丁目 67	0567-65-2935
⑨ 弥富市立十四山保育所	坂中地一丁目 34	0567-52-2860
⑩ 認定こども園 弥富はばたき幼稚園	森津七丁目 26	0567-67-4008 0567-66-0338

(注)



お問い合わせ先

弥富市役所健康福祉部児童課 保育グループ

〒 498-8501

弥富市前ヶ須町南本田 335 番地

☎ 0567-65-1111 (内線 157)

(注) ひので保育所は、令和7年度から学校法人愛育学園に移管します。